

令和8年度 鹿骨地域農の風景育成地区の
区域拡大に向けた検討業務委託

募集要項

令和8年4月

江戸川区

1. 募集の概要

標記業務の受託者を募集します。受託者の選定については、公募型簡易プロポーザル方式を採用し書類審査により選定します。

2. 委託件名

令和8年度 鹿骨地域農の風景育成地区の区域拡大に向けた検討業務委託

3. 委託期間

契約の締結日から令和9年3月19日まで

4. 提案内容

鹿骨地域は農の風景を区民との協働により保全・育成していく為、令和5年4月に東京都から「農の風景育成地区」の指定を受けて以降、これまで様々な取り組みを行ってまいりました。令和7年度はこれまでと同様に地域イベントへ参加の上、農の風景育成地区を知ってもらう活動に加え、鹿骨一丁目第三公園を活用した農に関するイベントの開催や、営農者の人手不足を補う「援農」を学ぶバスツアーを実施するなど、農の風景保全に向けた取り組みを推進してきました。このような取り組みを重ねてきた今現在、改めて本地域の区域拡大を見据え、様々な取り組みを実施するにあたり地域の現状や課題を捉えながら以下の構成で提案を行っていただきます。提案内容によっては、委託仕様書に反映する場合があります。

<企画提案書の構成>

①農の風景育成ワークショップで出たアイデア集100!から抜粋した企画を提案

②地域資源を活かした「農の風景保全」に繋がる取り組み提案

③将来的に農の風景保全につながる「援農」の定着を目指した取り組みを提案

④上記①～③の実施工程と実施体制

※①は令和4年度に実施した農の風景育成ワークショップで出たアイデア集100!から展開可能かつ効果的な企画を抜粋の上、提案してください。(抜粋数は自由)

なお、実施効果やその後の発展を意識した提案としてください。

※②について、本地区の方針である「手をのばせば つながる」は“身近なもの、行動、歴史、農地、人脈、世代…”などの想いが込められています。この方針を踏まえ、これまで様々な取り組みを行ってまいりましたが、改めて今現在、本地区の地域資源（施設やコミュニティなど）を活かした取り組みを提案してください

(参考:「鹿骨地域 農の風景育成計画書」・「鹿骨まちづくりニュース」)

※受託者としての役割や地域との連携・実行プロセスの分かりやすさを意識した提案としてください

5. 業務内容

(別紙2) 委託仕様書(案) 参照

6. 予定金額

上限金額 9,730,600 円(消費税相当額を含む)

予定金額は、令和8年度発注金額の上限です。令和8年度上限金額には、本業務委託を行うに当たり、必要な経費のすべてを含むものとします。

7. 応募条件

(1) 本募集要領公表日から契約締結日までの間に、次に掲げる要件を満たしていることとします

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)の第167条の4の規程による欠格条項に該当していないこと。
- ② 江戸川区登録業者の有無は問いません。ただし、本募集要領公表日から契約締結日までに本区の指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 企画提案書等の提出期間において、経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)でないこと。
- ④ 直近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中でないこと。

(2) 受託者は代理人、管理技術者及び主担当技術者を選任することとします。

8. 質疑書の提出

質問がある場合は、質疑書(様式1)を提出してください。

(1) 提出期限：**令和8年4月15日(水)12時まで**

質問を受信後、送付元へ受信確認のメールをお送りします。提出期限までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話での連絡をお願いします。

(2) 提出方法：LoGoフォームからの提出とします。なお、LoGoフォーム以外での方法や質疑書提出期間外の質問は受付しません。

(3) 質疑回答：質問及び回答は随時ホームページに掲載します。ただし、質問のあった事業者名は非公表とします。

9. 参加表明書の提出

本プロポーザル参加希望者は、参加表明書（様式2）を提出してください。

（1）提出期限：令和8年4月15日（水）12時まで

参加表明書受理後に表明書記載の連絡先に確認のメールをお送りします。
提出期限までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で
ご連絡願います。

（2）提出方法：LoGo フォームからの提出とします。なお、LoGo フォーム以外での 方法や質疑書提出期間外の質問は受付しません。

10. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次のとおりです。

（1）提出期限：令和8年5月8日（金）12時まで

（2）提出場所：都市開発部 都市計画課 都市計画係窓口（7番）

（3）提出方法：持参または郵送とします。提出書類が提出期限までに提出されない場 合は、失格とします。持参する場合は、提出する日時を提出日の前日 までに電話でご連絡ください。

11. 提出書類

提出書類は次に掲げる書類とします。

（1）提案書一式

①表紙（A4版 様式及び縦横自由）

②企画提案書（A4版 片面使用 様式及び縦横自由。ただし、工程計画のみA3
版の使用を可能とします。最大10ページ。）

③実施体制書（様式3） ※社名は記載しないこと。

④受託実績書（様式4）

⑤受託見積額総括書、見積金額総括書及び内訳書（様式5～5-2）

【綴じ方】

・上記①～⑤（表紙に社名記載あり、⑤受託見積額総括書に社名記載+押印）

ホチキス止め 1部

・上記①～⑤（表紙のみ社名記載あり）クリップ止め 4部

・上記①～⑤（表紙に社名記載なし）ホチキス止め 6部

※ホチキス：A4縦版の場合は左側、横版の場合は上側に2箇所。

※クリップ：いずれかの場所に1箇所

（2）実施体制書及び受託実績書に記載した本業務と類似した業務の受託実績を確認で きる契約書の鑑及び仕様書の写し：

1部（A4版 両面使用可）

(3) 提案書一式のPDFデータ（表紙は社名入り）：

1枚（CD-RまたはDVDメディア。ディスク表面に委託件名及び社名がわかるようにすること。）

12. 提出書類の留意事項

- (1) ファイリング、背表紙、インデックス等は不要です。（紙のみにしてください）
- (2) 公平・公正な審査を確保するため、匿名審査とします。そのため、所定箇所以外に事業者名、担当者名等を記載しないでください。なお、社名等が判明した場合は審査を無効とする場合があります。
- (3) 提案書は原則 11 ポイント以上の文字の大きさとし、読み取りやすいようにしてください。
- (4) 提出書類は日本語で作成してください。

13. 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類の著作権については、各々の作成業者に帰属するものとしますが、公表・展示、その他の理由で区が必要と認めるときには、区はこれを無償で使用できるものとします。また、提出書類は、理由を問わず返却しません。
- (2) 提出書類作成に要する費用及び本事業参加に要する費用は、参加者負担とします。
- (3) 提出書類は選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

14. 選定方法

提出された「企画提案書」を用いて、審査委員会が提案内容の優劣を「審査基準（別紙3）」に基づき評価し、算出した総合得点により最優秀提案者及び次点者を決定します。

なお、審査は公平・公正を確保するため匿名とし、「11. 提出書類」は事業者名、担当者名等が特定できないようにして下さい。

審査結果は、対象事業者に対して個別に通知します。なお、選定結果の詳細（各事業者の得点等）に関しては、非公表とします。

選定スケジュール（予定）

日程		項目
令和8年4月	1日(水)	募集開始
	15日(水)	参加申込書の受付締切り
	15日(水)	質問書の受付締切り
	24日(金)	質問書に対する回答
令和8年5月	8日(金)	企画提案書の受付締切り
	22日(金)	審査結果通知、受託予定事業者公表

15. 結果の公表

審査を実施した事業者の中から最優秀提案者及び次点者を決定し、全事業者に採否に関わらず通知します。また、最優秀提案者及び総合点をホームページに掲載します。なお、選定結果の詳細(審査内容・選考過程等)についての問い合わせまたは選定結果についての異議申し立ては受け付けません。

16. 契約内容の調整等

委託業務の仕様は、事業者の提案内容をもとに、担当課と最優秀提案者間で調整を行って決定します。また、本委託提案内容は本委託契約条項の一部と見なします。

なお、協議が不調となった場合は、次点者と協議を行います。

17. 決定の取り消し

次に掲げる事項を満たさない場合は最優秀提案者決定後であっても、その決定を取り消す場合があります。

- (1) 事業者が「7. 応募条件」の条件を満たさなくなった場合
- (2) 提案資料等に虚偽の記載又は内容に重大な誤りがあった場合

18. 辞退について

企画提案書の提出締切りまでは辞退をすることができます。辞退に関する届出の様式は自由です。企画提案書の受付締切り期日までに提出が無かった場合も辞退とみなします。

19. その他

- ・ 予算不成立の場合、本件委託業務はなかったものとします。
- ・ なお、これらの場合においても、本プロポーザルに要した費用について、江戸川区に請求することはできず、プロポーザル参加者の負担とします。

<担当課・提出先>

江戸川区 都市開発部 都市計画課 都市計画係

住所：江戸川区中央1-4-1（江戸川区役所 第三庁舎）

電話：03-5662-6369（直通）

FAX：03-5607-2267